

令和8年度 猪名川町人生いきいき住宅助成事業のご案内

介護保険の要介護・要支援の認定を受けた人や障がいのある人が、住み慣れた住宅で安心して健やかな生活を送るため、必要な住宅改造工事に要する費用の一部を助成します。

対象となる世帯

現に本町に居住し、次の①又は②に該当する人を含む世帯（所得制限あり）

- ① 介護保険の要介護認定、又は要支援認定を受けた人
- ② 身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けた人

（注1）申請及び完了の届出を頂く時点で、認定が有効である必要があります。

（注2）以前に本助成制度、又は介護保険（障がい福祉）の住宅改修制度を利用したことがある世帯は対象外です。

【所得制限】 次のア又はイに該当する人を含む世帯は、助成対象外となります。

ア. 前年分の給与収入金額が800万円を超える人

イ. 前年分の所得金額が600万円を超える人

※1月～6月申請分は、前々年分の収入又は所得で判断します。

※住民票上は別世帯であっても、実質的に同一家屋・住所で生活している人は所得確認の対象となります。

※令和8年1月1日時点（4～6月申請分は令和7年1月1日時点）で、本町に住民登録がない場合、所得課税証明書等の提出が必要となります。

助成対象工事

対象者が居住する家屋で、日常生活を営むうえで支障となっている部分を解消する工事

【対象箇所】 浴室・洗面所、便所、玄関、廊下・階段、居室、台所

※対象となる工事内容の例は5ページ参照

ユニットバスの設置を伴う工事の場合、次の①～③の全ての要件を満たすと経費の一部が助成対象となります。

ただし、当該条件が対象者の身体状況に合致しない場合は、この限りではありません。

《ユニットバスの設置要件》

①浴室出入口に段差がないこと

②浴室出入口の有効開口幅（実際に人の通れる幅）が65cm以上あること

③中折り戸あるいは引き戸であること



申請受付期間

令和8年4月1日（火）～当該年度の予算額の上限に達するまで

留 意 事 項

住宅改造の助成を受けるためには、以下の留意事項にご注意ください。

◆介護保険等の住宅改修をはじめて行おうとする際に、一体的に申請すること

原則、住宅改造助成事業は初回の介護保険又は障害者の日常生活用具給付等事業による住宅改修と一体的に実施し、住宅改修の限度額を超える部分を補助するものです。対象者が既に一度でも住宅改修を行っている場合、住宅改修支給限度額に残額の有無にかかわらず、住宅改造の助成を受けることはできません。

◆世帯ではじめての住宅改造助成事業の利用であること

原則、当該事業の助成を受けた対象世帯は、再度当該事業の助成を受けることはできません。ただし、対象者の身体状況が著しく変わり、介護保険の住宅改修における「3段階リセット（介護の必要程度が3段階以上あがること）」が適用となった場合は、再申請が可能となる場合もありますので、福祉課へご相談ください。

◆必ず着工前に申請し、決定が下りてから契約の上、着工すること

既に行われた工事に対して助成することは不可です。
申請前に、町職員が自宅に訪問し、バリアフリーにかかる工事箇所の精査をします。

※決定が下りるまでに契約および着工の事実を確認すれば、申請を受付けることはできません。

◆現在居住している既存の住宅の改造であること

住宅の建替え、新築住宅の購入、老朽化を理由とした改造は助成対象外です。
既に身体状況に何らかの支障がある場合には、その時点でそれに対応したバリアフリー化がなされている住宅を選択することが可能なことから、現在居住している既存住宅のみを助成対象としています。

◆現在、自宅で生活していること

原則、対象者が病院や施設等に入院・入所中は利用できません。
ただし、退院・退所日に合わせて工事を行う場合は、**申請書に「退院・退所ができなかった場合には助成対象外となることを承諾する」旨を記載することを条件**とし、申請を受理します。

※ 原則、助成金の支払いは、対象者が退院・退所したことを町が確認してからになります。
トラブルを避けるために、退院・退所日が具体的に決まってから申請してください。

◆所有者の同意が得られていること

賃貸住宅の場合は、所有者の承諾が必要です。
※ 原状回復工事は、自己負担となります。



◆現在の身体状況に応じた工事

助成対象となるのは、現既存住宅において日常生活に支障のある箇所を、現在の身体状況に応じて改造する工事のみです。そのため、将来を見越して行う工事内容は助成対象外となります。

◆工事内容の変更

申請書類提出後又は決定通知書到着後に「工事内容・金額等に変更が生じた場合」や「着工している場合」は中断し、必ず、町担当者に連絡してください。

その後、速やかに変更届と必要書類を提出し、変更内容に沿った助成額の決定を待ってください。

変更の内容によっては、助成額は当初の決定通知書の額から変わる場合があります。

助成金は、あくまで、全ての助成対象工事が当初の申請内容通りに行われた場合、決定通知書通りに支払われるものです。**変更の連絡なく完工した場合、助成対象外となる場合があります。**

また、変更箇所の工事着工前の状態を町が確認できていない場合や工事着工前の写真が申請の添付書類として提出できない場合等、助成対象となりません。

◆年度末（3月末）までに工事を完了すること

申請・決定した工事は、必ず当該年度末（3月末）までに助成金請求の手続きを行ってください。

年度末までに手続きが完了しなければ、助成金が交付されない場合があります。工事が完了しましたら、速やかに手続きをしてください。

※以上の留意事項が守られず、工事内容が助成対象とならなかった場合、その際に生じる施工主と施工業者とのトラブルについて、本町は一切責任を負いませんので、ご了承ください。



助 成 金 額

介護保険や障がい者の日常生活用具給付等事業による住宅改修制度だけでは補えない部分を本制度で助成することが制度趣旨であるため、助成対象工事費（上限100万円）から、介護保険・障がい福祉の住宅改修費支給限度基準額（1人あたり20万円）を控除した額に、下の別表に定める階層区分に応じた助成率を乗じた額が助成金額となります。

$$\text{助成金額} = \left[\text{助成対象工事費（上限100万円）} - \text{介護保険等住宅改修費支給限度基準額（20万円} \times \text{要介護（要支援）認定者等の人数）} \right] \times \text{階層区分に応じた助成率}$$

※助成金額については、千円未満の端数は切り捨てます。

※世帯内に要介護（要支援）認定者が複数人いる場合、介護保険等住宅改修費支給限度基準額はその人数分を控除することになります。

【別表】

階 層	区 分	助成率
A	生活保護世帯	3 / 3
B	市町村民税非課税世帯	9 / 10
C	所得税非課税で市町村民税均等割のみ課税の世帯	9 / 10
D	所得税非課税で市町村民税所得割及び均等割課税の世帯	2 / 3
E	所得税額が7万円以下の世帯	1 / 2
F	所得税額が7万円を超える世帯	1 / 3



助成金額の計算（例）

【例①】夫（要介護認定なし：所得税額5万円）と妻（要介護2：非課税）の2人暮らし

助成対象工事費：55万円

介護保険等住宅改修費支給限度基準額：20万円

助成率：階層Eの1/2

助成額：(550,000円 - 200,000円) × 1/2 = 175,000円

【例②】夫（要介護4：非課税）と妻（要支援1：非課税）の2人暮らし

助成対象工事費：55万円

介護保険等住宅改修費支給限度基準額：20万円 × 2人 = 40万円

助成率：階層Bの9/10

助成額：(550,000円 - 400,000円) × 9/10 = 135,000円

【例③】本人（要介護3：非課税）と子（要介護認定なし：所得税額12万円）の2人暮らし

助成対象工事費：150万円

介護保険等住宅改修費支給限度基準額：20万円

助成率：階層Fの1/3

助成額：(1,000,000円 - 200,000円) × 1/3 = 266,000円

【助成対象工事内容の例】

浴室	浴室出入口の段差解消 (1) 浴室床面のかさ上げ (2) すのこの設置
洗面所	手すりの取付け
	開口幅の確保のための間仕切り壁の改造
	中折り戸・引き戸への取替え
	サーモスタット式混合栓、レバー式水栓等への取替え
	浴槽取替え
	浴室への介助用電動吊具の取付け（移動式を除く）
	カウンター型洗面台への取替え
	非常用ブザーの取付け
	位置表示灯付照明スイッチ又はワイド形照明スイッチへの取替え
	段差解消のための洗面所の床の張り替え、開き戸・引き戸への取替（レバーハンドルのもの）
便所	手すりの取付け
	和便器の洋便器への取替え
	開口幅の確保のための間仕切り壁の改造
	段差解消のための床の張り替え、開き戸・引き戸の取換え（レバーハンドルのもの）
	レバーハンドル錠等への取替え
	暖房便座用電源コンセントの設置
	非常用ブザーの取付け
	人感センサー照明スイッチ、手洗いの人感センサー機能付水栓への取替え
	位置表示灯付照明スイッチ又はワイド形照明スイッチへの取替え
玄関	手すりの取付け（玄関から道路までの通路への手すりを含む。）
	開口幅の確保のための間仕切り壁の改造
	上がりがまちの段差解消のための式台の設置
	上がりがまちの足元灯の設置
	玄関から道路までの通路の段差解消（スロープ又は階段昇降機の取付け）
	玄関から道路までの通路への足元灯の設置
	レバーハンドル錠等への取替え
	濡れても滑らない材料への取替え
	開き戸式の場合のドアクローザーの設置
	人感センサー照明スイッチへの取替え
	位置表示灯付照明スイッチ又はワイド形照明スイッチへの取替え
廊下 階段	階段への滑り止めの取付け、階段の蹴込み板の取付け
	手すりの取付け
	階段昇降機の取付け（1階に高齢者等の居室を作れない等やむを得ない場合に限る。）
	足元灯の設置、三路スイッチの取付け
	人感センサー照明スイッチへの取替え
	位置表示灯付照明スイッチ又はワイド形照明スイッチへの取替え
居室	段差解消のための廊下の床の張り替え
	出入口の段差解消
	段差解消のための床の張り替え
	段差解消のための開き戸（レバーハンドル等が設置されているものに限る。）、引き戸の取替え
	開き戸から引き戸又は折り畳み戸への改造
	開口幅の確保のための間仕切り壁の改造
	畳からフローリングへの床の張り替え
	冷暖房用スリーブの設置、冷暖房用電源コンセントの設置
位置表示灯付照明スイッチ又はワイド形照明スイッチへの取替え	
台所	レバー式水栓等への取替え（混合式も可）
	段差解消のための床の張り替え、開き戸・引き戸への取替（レバーハンドルのもの）
	流し台の改造、レバーハンドル錠等への取替え
	位置表示灯付照明スイッチ又はワイド形照明スイッチへの取替え

※あくまでも一例です。現在の身体状況で必要と認められる工事のみが助成対象となるため、上記の例にあるものが全ての申請者にとって対象となるわけではありません。

◆手続きの流れ



① 申請

申請書に以下の書類等を添付し、役場福祉課へ提出してください。

1	工事費見積書 ※9ページの見本を参考に作成してください。	<ul style="list-style-type: none">・施工予定業者が作成したものを提出してください。（様式任意）・見積書の明細は、工事箇所毎（浴室・洗面所、便所、玄関、廊下・階段、居室、台所）に分け、さらに各工事毎（手すりの取付、段差解消等）に部材費、解体撤去費等を分けて記載してください。・バリアフリーに関する工事以外の工事も同時に行う場合、バリアフリー対象工事と対象外工事が分かるように作成してください。・全体の工事に対して一式の金額では、助成金額の算出ができません。
2	工事計画書（図面）	<ul style="list-style-type: none">・住宅の平面図に工事箇所を明記してください。（様式任意、手書き可）・工事予定箇所だけでなく、対象者の生活動線が分かるように作成してください。・ユニットバスの設置を伴う場合は、設置するユニットバス仕様書も提出してください。
3	改造予定箇所の写真	<ul style="list-style-type: none">・全ての改造予定箇所の写真が必要です。・段差解消、浴槽取替、有効開口幅確保のための工事を実施する場合は、改造前の高さや幅が分かるように、メジャー等をあてた状態で写真を撮ってください。
4	所得審査のための同意書	又は同一住所の居住者全員の所得税額を証明する書類（所得課税証明書等）を提出してください。 （注）令和8年1月1日時点（4～6月申請分は令和7年1月1日時点）で、本町に住民登録がない場合、所得課税証明書等の提出が必要となります。
5	工事承諾書	※借家に居住している場合のみ
6	土地又は家屋の賃貸契約書の写し	※借家に居住している場合のみ

◎介護保険又は障がい者の日常生活用具給付等事業による住宅改修制度の申請も同時に行う必要があります！ 手続きの詳細は各担当課へ

介護保険：保険課 介護保険担当（☎072-767-6235）

障がい者：福祉課 障がい福祉担当（☎072-766-8701）



② 現地確認調査

申請後に、現地確認調査の日程調整の連絡を役場福祉課よりさせていただきます。
現地確認調査日当日は、施行業者に立ち合いを依頼してください。(町職員による調査です)

③ 助成決定

現地確認調査から概ね2～3週間程度後に、助成の可否を通知します。
助成が決定した場合、助成決定通知と工事完了後に提出いただく書類の案内文を送付します。

④ 工事着工

助成決定通知書が届いたら、速やかに工事着工してください。

(注)工事の契約及び着工は、必ず助成決定通知の後に行ってください。通知前に行った場合、助成の対象外となります。

必ず申請内容と同じ内容の工事を行ってください。無断で工事内容の変更を行うと助成が出来なくなる恐れがあります。工事内容の変更が必要となった場合は、必ず役場福祉課へ連絡の上、変更申請書を提出してください。

⑤ 工事完了届

工事完了後は速やかに、以下の書類等を提出してください。基本的に完了検査は書類により行いますが、場合によって現地確認を行う場合があります。(最終締切は当該年度3月31日)

1	完了届出書	様式は助成決定通知に同封しています。
2	助成金請求書	様式は助成決定通知に同封しています。
3	工事契約書の写し	(注)工事の契約日が、助成決定通知書の交付日より前の日付となっている場合は、助成の対象外となります。
4	請求書・請求明細書 ・領収書の写し	施工業者が発行したものの写しを提出してください。 (注)工事の内容が、申請内容と異なっている場合、助成が出来ない恐れがあります。
5	改造箇所の写真	・改造前と改造後の比較ができるように、全体が確認できる構図で撮影してください。(同じアングルから撮影したもの) ・段差解消、有効開口幅の確保のための工事については、全体写真に加え、メジャー等をあてた拡大写真も添付してください。 ・ユニットバスを設置した場合は、設置条件が措置されたことが分かるように撮影してください。
6	委任状(受領委任払)	※受領委任払いを希望する場合のみ 受領委任払いについての詳細は、8ページを参照ください。



⑥ 助成確定・助成金の交付

工事完了届から概ね1か月後に助成金額を確定し、指定の口座への助成金を振り込みます。

◆受領委任払いについて

受領委任払いとは、申請者が助成金額を差し引いた工事費を施工業者へ支払い、工事施工業者が申請者に代わって助成金を受け取る仕組みです。施工業者・申請者双方の同意が必要です。

希望される方は、工事完了届の際に町様式の委任状を提出してください。

◆バリアフリー改修工事に伴う固定資産税の減免について

一定の要件を満たすバリアフリー改修工事（補助金等を除く自己負担が50万円を超えるもの）を実施した住宅については、固定資産税の減額措置を受けられる場合があります。工事完了後3か月以内に、役場税務課へ申告が必要です。

〈問合せ・申告先〉猪名川町企画総務部税務課資産税担当（☎072-766-8702）



〈人生いきいき住宅助成事業に関する問合せ先〉

猪名川町生活部福祉課 地域福祉担当

〒666-0292 猪名川町上野字北畑11-1

電話 072-766-8701

FAX 072-766-8895

メール kounen@town.inagawa.lg.jp

【見本】見積書

★住宅改造はバリアフリーに係る部分のみ助成対象となります。

★備考欄等に各工事箇所の詳細を明記してもらえると、助成対象工事の精査ができます。

※明記されていない場合、工事内容の詳細不明のため助成対象外となる場合があります。

	仕様・規格・商品	単位	数量	単価	金額	備考
1	浴室改装工事					
~	【商品】					
	システムバス ▲サイズ					定価：◎◎◎◎
	床パン 滑りにくい床材	セット	1		◎◎◎◎	入口段差解消定価
	ドア 中折れ戸（有効開口●cm）	セット	1		◎◎◎◎	入口段差解消
	浴槽（跨ぎ高さ●cm、深さ●cm）	台	1		◎◎◎◎	浴槽出入り段差解消
	手すり 手すり兼用スライドバー	本	1		◎◎◎◎	洗い場立上がり手すり
	手すり 浴槽横L型	本	1		◎◎◎◎	浴槽立上がり手すり
	手すり 浴槽出入りI型	本	1		◎◎◎◎	浴槽出入り手すり
	その他部材	式	1		◎◎◎◎	
	小計				◎◎◎◎	
	【工事費】					
	仮設工事 養生・片付け・清掃	式	1		△△△△	
	解体工事					
	床タイル解体・土砂掘削	式	1		△△△△	入口段差解消
	浴槽撤去、周辺タイル解体撤去共	式	1		△△△△	浴槽出入り段差解消に伴う
【衛星設備工事】						
給水給湯排水配管移設及び接続	式	1		△△△△	入口段差解消	
追い焚き配管移設	式	1		△△△△	浴槽出入り段差解消に伴う	
				~		
4	【諸経費】					
	運搬費・現場管理費・車両費・諸経費	式	1		□□□□	対象工事分
	運搬費・現場管理費・車両費・諸経費	式	1		□□□□	その他
	小計				□□□□	